

令和7年3月15日

保護者の皆様

弥富市教育委員会
弥富市小中学校

「県民の日学校ホリデー」について

日頃は弥富市及び本校の教育にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、愛知県では、令和5年度から11月27日を「あいち県民の日」として制定し、11月21日から27日までの1週間を「あいちウィーク」として、県民の日に関する啓発や、県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施することとしてきました。

「県民の日学校ホリデー」は、学校教育法施行令第29条の「体験的学習等休業日」として、子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通して、愛知への愛着と県民としての誇りを持つことができるよう環境を醸成するとともに、保護者の有給休暇の取得を促すこととしています。

この趣旨に則り、弥富市の小中学校は「県民の日学校ホリデー」として、令和7年11月21日（金）を「体験的学習活動等休業日」としました。

保護者の皆様におかれましては、この趣旨を踏まえ、ご理解・ご協力いただけますよう、よろしくお願いします。

なお、県立学校においても、「あいち県民の日」を契機として、子どもたちが愛知への愛着や誇りを持つことができるよう、令和5年度から「あいちウィーク」期間中の平日の1日を「県民の日学校ホリデー」として休業日とします。